

業務連絡

2014/1/22 No.8

J R 東海 労新幹線 関西地本
業 務 部

1月20日、16時40分頃より約40分間、支社会議室において「申」について組合側幹事並びに会社側幹事による事前審理を実施しました。

審理は「申」9件について行いました。

また、「申」1件を申し入れました。

申し入れ内容

「申」第32号：「1月3日に発生した沿線火災」に関する申し入れ

審理内容

○地本よりの申し入れ

「申」第23号：「大阪台車検査車両所における車輪旋盤装置の相次ぐ故障」に関する緊急申し入れ

「申」第24号：「大阪仕業検査車両所における停電事故」に関する申し入れ

「申」第25号：「緊急時及び工事計画等における検修当直等からの連絡体制」に関する申し入れ

「申」第26号：大阪交番検査車両所における「歯車箱の潤滑油の変更に伴う給油作業」に関する申し入れ

「申」第27号：「車内販売担当者減員」に関する申し入れ

「申」第28号：「社員の事情聴取」に関する申し入れ

「申」第29号：大阪仕業検査車両所における「担務外し」に関する申し入れ

「申」第30号：大阪台車検査車両所における「台車解体」に関する申し入れ

「申」第31号：新規組合員加入に関する申し入れ

審理した「申」第23号については開催。しかし第24号～第31号に対する会社側対応は、「付議事項にあたらぬ」として「却下」という開催拒否をしました。但し会社側より幹事間での回答として「申」第24号～第31号についての、会社の考え方等について説明がありました。

《会社説明の要旨》

「申」第24号及び第29号について

同じ方の事柄ですが、付議事項に該当しないため開催しない。

「申」第24号について

1項「復帰訓練に際して、机上テストを合格したにも関わらず、なぜ二度目の机上テストを行ったのか経過及び理由を明らかにすること。」について

会社：復習である。振り返りという位置付けで行った。1回目と同じ問題で行った。

70点以上ではあったが、本来100点が望ましいため。

2項「現車訓練時、訓練用の車両を確保せず、仕業検査中の電車に便乗し訓練を行った理由を明らかにすること。」について

会社：訓練用の車両を確保する必要がなかったため。

3項「仕業庫内でEGSを誤投入しても、停電が庫内で止まるよう設備を改善すること。」について

会社：意見として伺っておく。

4項「「ヒューマンエラー」等が発生する度に、喚呼や要注意点検事項を個別に増やすのではなく、作業全体を俯瞰し各項目を精査し、真に有効な喚呼等のみになるよう現場社員の意見を取り入れてブラッシュアップすること。」について

会社：

5項「担当者社員の過度な精神的プレッシャーとなる、管理者の監視下における標準化点検や声出し点検等は直ちに止めること。」について

会社：

「申」第25号について

1項「台検庫西側の出入り口付近でCKK関係社員が体調不良を起こし救急車で救護された事象について時系列で明らかにすると共に、救護されたCKK社員の救護後の病状を明らかにすること。」について

会社：本人からCKK同僚社員に体調不良を伝え、一旦庫の外に連れ出され、日本車輛の方にも連絡、そしてCKK監督者並びに検修当直に連絡。当直より救急車を手配した。また関係箇所にも連絡している。連絡については必要かつ迅速に行われている。

2項「「1」項の事象について検修当直は把握していたのか明らかにすること。また把握していたのであれば、どの時点で検修当直として事象を把握・認識したのか明らかにすること。」について

会社：把握していた。

3項「検修当直は緊急事態等を把握した場合、どのように関係各所及び特に現場社員に連絡することになっているのか明らかにすること。また連絡に関してマニュアル等があるのか明らかにすること。」について

会社：一様に列車を止めるような状況ではなかった。救急手配を行って、必要な体制はとった。

4項「救急隊員等の外部者による救護等の緊急事態が発生した場合や、架線・線路等への影響があると思われる緊急事態が発生した場合、また工事等により社員等への事故が想定される場合等は、臨修庫等への車両の入出庫を安全が確認されるまで一切行わないこと。」について

会社：当直は必要な手配は行った。しかし救急隊員は線路横断等を行っていないため、列車停止の手配は行っていない。

5項「臨修庫耐震補強工事の工事計画等について、事故防止に向けてワーキンググループ等に掲示等で現場社員に明らかにすること。」について

会社：名所では工事計画等を掲示で明らかにしている。必要な社員には周知している。

組合：事前周知を行う事。

「申」第26号について

1項「作業指示25-21-1訂正版の「4. 実施内容（2）現行品の給油作業時に、現行品の在庫がない場合は更油を実施し、変更品を給油すること」とあるが、更油時に歯車箱内に残存する現行品の潤滑油はかなりの量になるものとする。会社は交番検査における歯車箱の更油時に、どの程度の潤滑油が残っていると想定しているのか、具体的に明らかにすること。」について

会社：古い潤滑油が、在庫がなくなる。製品としてなくなるための処置であり、成分上混ぜても問題はない。万一、何かあったときに原因を特定しやすいように、管理上の問題である。

2項「会社はフラッシング等をせずに変更品への更油を実施するとしているが、現行品潤滑油の残存量程度では現行品と変更品の歯車箱潤滑油の「混入はないもの」と判断しているのか明らかにすること。」について

会社：問題ない。残っていても極めて誤差の範囲であり、ごく微量であり大成に影響はない。

組合：前に問題にしたのはサンプルを取っていたからと山本委員が言っていたが間違いなのか。

会社：そういう事。

3項「どの程度の比率で異種の潤滑油が入った場合、混入と判断するのか明らかにすること。」について

会社：一応違う種類のものではあるが、成分上、混入したとしても問題ない。しかし念のために入った場合は全部抜いている。

4項「交番検査において、これまで潤滑油が混入した場合に行ってきた対応を明らかにすること。」について

会社：更油。

5項「潤滑油が混入した場合、どのような不具合が起こるのか明らかにすること。」について

会社：不具合は起きない。

6項「現在、会社内にどこに、どの程度の歯車箱潤滑油（EP3080）の在庫が存在するのか明らかにすること。」について

会社：交検。量はわからない。

7項「作業指示25-21-1訂正版に基づく作業の実施時期を「3. 実施時期 平成25年11月13日(水)Z31編成より 潤滑油の変更が終了するまで」としているが、歯車箱潤滑油（EP3080A）への変更はいつ終了するのか明らかにすること。」について

会社：わからない。

「申」第27号について

1 項「車内販売員を減員することになった理由を明らかにすること。」について

会社：そもそも業務委託しているものではない。販売員の人数についてこちらからいえるものではない。他社の事ではあるが、減員ではないと聞いている。

2 項「対象列車について「一部の列車」としているが、「一部の列車」の具体的内容を明らかにすること。」について

会社：他社のことではあるが、3人の車内販売員の体制が2人になるといったものではなく、現行運用されている2人の車内販売員体制の列車が増えるといった考え方・イメージである。

3 項「旅客からの苦情等が予想される。これまで、減員を理由にした苦情等があったのか明らかにすること。」について

会社：JR東海として特にやれることはない。

4 項「3 項の苦情等があったのであれば件数、内容について全て明らかにすること。」について

会社：

5 項「今後、車内での苦情等が発生した場合、車掌はどこまで対応すれば良いのか。また苦情等に対する責任は誰にあるのか明らかにすること。」について

会社：この件については特段の指示等はない。ご意見・問題等があれば当直に報告するようになっている。責任は会社にはない。サービスの向上は図りたいが、他社の営業施策、営業活動であり要請は行うが、やるかどうかはJRCP。

6 項「JRCPにおける現在の要員数と、全ての列車に通常乗務している乗務員数を配置するために必要な要員数を明らかにすること。」について

会社：他社のこと。わからない。

7 項「引き続き減員される現状は新幹線の車内サービスの低下であり、そこで働く乗務員の労働強化となり問題であるとする。また当然にもJR社員への苦情等が予想されるものであり、車内サービスの低下及びJR社員への必要の無い苦情等に対する会社としての考え方を明らかにすること。」について

会社：ニーズ等の適切な意見等の把握のため、当直に報告すること。

「申」第28号について

1 項「12月28日に大交両の組合員の勤務を外して「事情聴取」を行った理由を明らかにすること。」について

会社：業務上の必要に基づき行った事。事実関係を把握するために行った事であり、何ら問題はない。勤務時間外であったとしても必要な聴取は行う。管理者に対して何らかの不適切な言動があったために、その理由であったりとかそういうものを確認した。問題はない。

組合：事実であったのか。

会社：個別のことになるので回答しない。

組合：勤務時間外のことである。

会社：勤務時間外であっても管理者に対する不適切な事柄であり、しっかりと必要な事実確認は行なわなければ職制が脅かされる行為。職場秩序を乱されるものだと思われる。適切な範囲で事実を確認したというもの。

組合：これ以上のことは行わないこと。

「申」第30号について

1項「台車の解体理由及び解体原因について明らかにすること。」について

会社：11月上旬のこと。自動搬送中の台車にトラックがぶつかった。念のため企画で検査。その後、台検で解体をした。輪軸については浜工でしか検査できないため送った。軸箱も。調査を依頼した。

2項「解体理由を明らかにしない理由を明らかにすること。」について

会社：必要な社員には周知している。業者がルールを逸脱していた。台車留置5番線。社員の側に問題はない。

3項「解体理由を全社員に会社から明らかにすること。」について

会社：ヒューマンエラーでもないため、点呼等での周知は行っていない。しかし必要な社員には周知している。業者に対する指導は行った。

「申」第31号について

会社：今後も業務上必要な事柄については適切な、必要な指導は実施していく。組合所属はもとより関係ない。

1項「会社は渡邊幹夫さんを含む全てのJR東海労組合員に対して、一切の報復を行わないこと。」について

会社：

2項「渡邊幹夫さんに対する管理者の張り付き等、一切の不当労働行為、人権侵害を行わないこと。」について

会社：

以上